長久手市認可外保育施設通所助成金基準額表

通所児童の属する世帯階層区分			助成金額（単位　円）	
階層区分	定義		月額	日額
A	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付受給世帯		５０，０００	３，１２０
B	市町村民税非課税世帯		２３，０００	１，４３０
C	市町村民税所得割非課税世帯		２０，０００	１，２５０
D１	市町村民税	48,600円未満の世帯		
D２	所得割課税額	48,600円以上58,000円未満の世帯	１８，０００	１，１２０
D３		58,000円以上69,000円未満の世帯	１７，０００	１，０６０
D４		69,000円以上85,000円未満の世帯	１５，０００	９３０
D５		85,000円以上101,000円未満の世帯	１３，０００	８１０
D６		101,000円以上120,000円未満の世帯	１０，０００	６２０
D７		120,000円以上138,000円未満の世帯	５，０００	３１０
D８		138,000円以上169,000円未満の世帯	２，０００	１２０
D９		169,000円以上230,100円未満の世帯	１，０００	６０
D１０		230,100円以上397,000円未満の世帯	１，０００	６０
D１１		397,000円以上の世帯	１，０００	６０

備考

１　市町村民税の課税額は、通所児童の属する世帯のうち、その保護者に係る課税額の合計とする。この場合において、市町村民税の額は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１号に規定する均等割をいい、また同項第２号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第３１４条の７第１項第１号及び第２項、第３１４条の８、附則第５条第３項並びに第５条の４第６項の規定は適用しない額とする。）をいう。

２　助成額の階層区分の認定は、当該年度の市町村民税課税額で行う。

３　保護者が児童（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。以下同じ。）を３人以上監護し、かつ、これらの児童と生計を同じくする場合には、この表にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第３番目以降の３歳未満児（その児童が年度の途中で満３歳に達した場合においても、その年度中は対象児童とみなす。）に係る助成額は、長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成２７年長久手市規則第１７号）別表第２に掲げる月額保育料の最高額の２分の１を月額とし、日額は月額を１６で除した額（１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

４　この表における市町村民税の課税額は、通所児童の属する世帯のうち、その保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、長久手市認可外保育施設通所助成上限に係る市町村民税所得割を算定するものとする。なお、算定に当たっては市町村民税所得割に８分の６を乗じた額をもとに利用者負担を決定する。